

# 調剤報酬点数一覧

1点は10円です。  
(平成22年4月1日現在)

## (1) 調剤技術料 調剤基本料 + 調剤料 + (各種) 加算

### 調剤基本料

調剤基本料	<b>40点</b>
	(注1) <b>24点</b>

注1：受付回数が4000回超/月、かつ  
集中度70%超の保険薬局

<b>分割調剤</b>	※ 長期投薬に係る処方せんの受付において、薬剤の保存が困難であること等の理由により分割調剤を行った場合で、2回目以降1回につき	<b>5点</b>
<b>後発品における分割調剤</b>	※ 後発医薬品に係る処方せんの受付において、当該処方せんを受けた患者が初めて当該後発医薬品を服用することとなること等の理由により分割調剤を行った場合で、 <b>2回目の調剤に限り</b>	<b>5点</b>

### 調剤料

<b>内服</b>	～7日分	5点/日	受付1回につき 3剤まで
	8日分～14日分	4点/日	
	15日分～21日分	71点	
	22日分～30日分	81点	
	31日分以上	89点	
<b>浸煎薬</b>	1調剤	190点	受付1回につき 3剤まで
<b>湯薬</b> <small>(1調剤につき)</small>	～7日分	190点	
	8日分～28日分	10点/日	
<b>内服用滴剤</b>	1調剤	10点	投与日数にかかわらず
<b>屯服薬</b>		21点	剤数・回数にかかわらず
<b>注射薬</b>		26点	剤数にかかわらず
<b>外用薬</b>	1調剤	10点	3剤まで

## ◇調剤技術料に対する加算◇

### ○調剤基本料に対する加算

<b>基準調剤加算 1</b>	10点
<b>基準調剤加算 2</b>	30点
<b>後発医薬品調剤体制加算 1</b> 数量ベースで20%以上	6点
<b>後発医薬品調剤体制加算 2</b> 数量ベースで25%以上	13点
<b>後発医薬品調剤体制加算 3</b> 数量ベースで30%以上	17点

<b>夜間・休日等加算</b>	<b>40点</b>	調剤応需態勢下にある右の時間帯の受付1回につき	午後7時（土曜日にあつては午後1時）から午前8時
-----------------	------------	-------------------------	--------------------------

### ○調剤料に対する加算

<b>自家製剤加算</b> <small>(1調剤につき)</small>	<b>内服・屯服薬</b> <small>(乳幼児製剤の場合)</small>	錠剤、丸剤、カプセル剤 散剤、顆粒剤、エキス剤	<b>120点</b>	<b>予製剤の場合</b> 20/100
		液剤	75点	
	<b>内服薬</b> <small>(乳幼児製剤以外の場合)</small>	錠剤、丸剤、カプセル剤散剤、顆粒剤、エキス剤 <small>(投与日数が7又はその端数を増すごとに)</small>	<b>20点</b>	
		液剤	45点	
	<b>屯服薬</b> <small>(乳幼児製剤以外の場合)</small>	錠剤、丸剤、カプセル剤散剤、顆粒剤、エキス剤	<b>90点</b>	
		液剤	45点	
	<b>外用薬</b>	錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤	<b>90点</b>	
		点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤	<b>75点</b>	
		液剤	45点	

計量混合加算 (1調剤につき)	内服・屯服 ・外用薬(乳 幼児製剤 の場合)	液剤	75点	予製剤の場合 20/100
		散剤、顆粒剤	90点	
		軟・硬膏剤	80点	
	内服・屯服 ・外用薬 (乳幼児 製剤以外 の場合)	液剤	35点	
		散剤、顆粒剤	45点	
		軟・硬膏剤	80点	

一包化加算 (受付1回につき)	56日まで ※投与日数が 7又はその端数 を増すごとに	30点	※2剤以上の内服薬又は1剤で3種類以上の内 服薬を服用時点ごとに一包化を行った場合
	57日以上	270点	

無菌製剤処理 加算	※中心静脈栄養法用輸液の場合1日につき	40点	注射薬に限る
	※抗悪性腫瘍剤の場合1日につき	50点	

嚥下困難者用製剤加算	※処方せん受付1回につき	80点	内服薬に限る
------------	--------------	-----	--------

○使用薬剤の法規制による加算(調剤料に対する加算)

麻薬 調剤時の加算	70点	1調剤につき
向精神薬・覚醒剤原料・毒薬 調剤時の加算	8点	1調剤につき

後発医薬品調剤加算	2点	1調剤につき
-----------	----	--------

◇調剤基本料と調剤料に対する加算◇

時間外	100/100	受付時間による加算
休日	140/100	
深夜	200/100	

※「基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算、後発医薬品調剤加算」は算定基礎額に含み、  
「自家製剤、計量混合、嚥下困難、麻薬・向精神薬・覚醒剤・毒薬 調剤時の加算」は含まず。

(2) 薬学管理料

薬剤服用歴管理指導料	30点	受付1回につき	
薬剤情報提供料	15点	(手帳に記載した場合)月4回まで	
長期投薬情報提供料	1	18点	※情報提供1回につき
	2	28点	※服薬指導1回につき
後発医薬品情報提供料	10点	受付1回につき	
調剤情報提供料	15点	受付1回につき	
服薬情報提供料	15点	月1回	
在宅患者訪問薬剤管理指導料	500点	同一建物居住者 以外の場合	月4回まで ※がん末期患者及び 中心静脈栄養法対象 患者については、週 2回かつ月8回まで
	350点	同一建物居住者 の場合	
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	500点	在宅訪問を行っ ている患者	月4回まで ※緊急時
在宅患者緊急時等共同指導料	700点	在宅訪問を行っ ている患者	月2回まで ※緊急時
退院時共同指導料	600点	在宅訪問を行お うとしている患 者	月1回まで ※退院時・医療機 関にて共同で指導
外来服薬支援料	185点	※服薬管理を支援した場合	

◇薬学管理料に対する加算◇

○薬剤服用歴管理指導料に対する加算

麻薬管理指導加算	22点	受付1回につき
重複投与・相互作用防止加算	20点	処方変更あり
	10点	処方変更なし
特定薬剤管理指導加算	4点	

○服薬情報提供料に対する加算

服薬指導情報提供加算	15点	※服薬指導要点等を示す文書を提供した場合
------------	-----	----------------------

○在宅患者訪問薬剤管理指導料に対する加算

麻薬管理指導加算	100点	※月4回又は月8回まで
----------	------	-------------